

件名

横浜発・海外ビジネス情報 【WBC メールマガジン】 12月28日号

ヘッダー

□

横浜発・海外ビジネス情報「WBC メールマガジン」
vol.168 (2016年12月28日号) 配信数：
発行：WBC 事業受託者 株式会社パソナ

□
本メールマガジンは、横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）事業での各種アンケートで、「配信希望」とご回答いただいた方、ウェブサイトより「配信申込」のお申し込みをいただいた方、各関係機関および企業の方にお送りしております。

CONTENTS -----

- ▼1. <WBC 事務局より> ～お知らせ～
【WBC ホームページを更新しました】

- ▼2. <WBC 事務局より> ～お知らせ～
【WBC Facebook を更新しました】

- ▼3. <横浜市及び WBC 事務局より>
【WBC インキュベートオフィスのご案内】

- ▼4. <WBC 事務局より> ～コラム「世界のあれこれ」～
【裁判はどの裁判所でやるの？ 日本の裁判所でできるの？】



1. ----- ■□■

- <WBC 事務局より> ～お知らせ～
【WBC ホームページを更新しました】

WBC ホームページでは、関係機関で開催されるセミナーやイベントのご案内などを発信しておりますので、ぜひご覧ください。

<http://www.ywbc.org/>

WBC では無料でビジネス相談を受け付けております。お電話や来訪での相談のほか、インターネットからのお問い合わせも可能です。
↓WBC 海外ビジネス相談はこちらから

<http://www.ywbc.org/cgi-bin/contact2/contact2.cgi?lang=ja>

横浜ワールドビジネスサポートセンター (WBC)
横浜市中区新港 2 丁目 2-1 横浜ワールドポーターズ 6F
TEL: 045-222-2030
FAX: 045-222-2088
E-mail : open@ywbc.org

■□■

2. -----■□■

<WBC 事務局より> ~お知らせ~

【WBC Facebook を更新しました】

WBC Facebook では日本国内の外国人及び海外へ向けて、英語で情報を発信しています。WBC サービスのご案内、横浜市の概要や特徴、立地企業へのサポート、海外企業向けの最新のお知らせなどを英文で掲載しております。関連機関の HP のご紹介やイベント情報など、海外からの様々な情報も随時更新しております。

↓WBC Facebook はこちらから
<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

■□■

3. -----■□■

<横浜市及び WBC 事務局より>

【WBC インキュベートオフィスのご案内】

WBC では、外資系企業が横浜市内に本格的なオフィスや拠点を構えるまでの「インキュベートオフィス」を提供しています。

このインキュベートオフィスは、横浜に新たに設立された外資系企業（日本法人及び日本支店、駐在員事務所）向けで、入居後 3 年以上の事業計画があり、WBC を退去後に横浜市内に事業所を設置する見込みがある企業を対象としています。利用期間は 3 年以内となっています。

WBC に入居している間は、アドバイザーが相談支援を行い、WBC の会議室等を無料でお使いいただけるほか、横浜ワールドポーターズ内のイベントホール等も割引料金で使用可能です。また、WBC の各種媒体（ホームページ・メールマガジン）を企業の PR・お知らせ等でご利用いただけます。

↓WBC インキュベートオフィスの詳細はこちらをご覧ください。
<http://www.ywbc.org/office.html>

WBC インキュベートオフィスにご興味のある方は下記までご連絡ください。

<お問い合わせ>

横浜市役所 経済局 誘致推進課 WBC 担当
TEL : 045-671-3834
FAX : 045-664-4867
E-mail : ke-wbc@city.yokohama.jp

■□■

4. -----■□■

<WBC より> ～コラム「世界のあれこれ」～

【裁判はどの裁判所でやるの？ 日本の裁判所でできるの？】

日本の企業と、外国の企業とが取引を行って、トラブルが生じたとき、裁判は、どこの裁判所で行うのでしょうか。

裁判は通常長い時間を要することが多く、遠方になればなるほど裁判コストが増大します。また、外国での裁判を余儀なくされる場合には、御社に普段頼りになる弁護士がいたとしても、弁護士資格は国ごとに違いますから、その弁護士が外国にまで行って訴訟活動を行うことはできず、現地の弁護士をスポットで探すことを余儀なくされます。そして、このような現地の弁護士とコミュニケーションを取り合っただけで裁判活動を継続することが、難しいことはお分かりいただけるものと思います。

このように、どこの裁判所で裁判を行うのかは、裁判を有利に進めるか否かに非常に重要な意味を持ってきます。

従前まで、日本では、日本と外国の当事者間における紛争に関する裁判管轄を規定した明確な法律はなかったのですが、平成 24 年 4 月 1 日に民事訴訟法を改正して日本の裁判所で裁判ができる場合を明らかにしました。これによるとその概略は以下のとおりです。

(1) 被告の住所や営業所が日本にある。

例えば、外国企業であっても日本に営業所があって、その営業所が何らかのトラブルを引き起こした場合です。

(2) 債務の履行地が日本にある。

例えば、輸入した商品の引き取り場所が、日本の港である場合で、その商品に欠陥があることに基づくトラブルの場合です。

(3) 差し押さえるべき財産が日本にある。

例えば、日本の銀行に預金を持っている外国企業です。

(4) 不法行為が行われた場所が日本である。

例えば、外国の企業が、日本で自動車を運転して交通事故を起こした場合です。

(5) 不動産に関する訴えのときの不動産が日本にある。

例えば、外国企業が所有していた日本の不動産を、外国企業から購入した場合に、その不動産が汚染されていた場合などです。

もっとも、裁判自体を日本の裁判所で行うことができたとしても、適用する法律が日本のものか外国のものは別の問題として別途検討する必要があります。

【日本企業と外国企業との訴訟を日本で取り扱う弁護士】

■□■-----

フッター

WBC のサービスご案内

WBC では下記のサービスを行っております。

- グローバルビジネスに関する相談（貿易相談など）
- レンタル・オフィスの提供および入居者のビジネス相談
- 引き合い情報の提供
- WBC メールマガジンの発行
- Facebook での情報発信

横浜ワールドポーターズのご案内

WBC は横浜ワールドポーターズの 6 階に入居しています。
横浜ワールドポーターズは、「いろんな世界がここにある」というコンセプトのもと、ファッション、インテリア、雑貨、グルメ、フードなど個性豊かなショップが揃うエンターテインメントショッピングセンターです。5 階には 3D 対応のイオンシネマみなどみらいも併設されており一日中お楽しみいただけます。

<http://www.yim.co.jp/index.html>

WBC メールマガジン発行について

横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）は、横浜市からの委託を受け、下記事業者が管理運営業務を実施しています。

発行者： 横浜ワールドビジネスサポートセンター
〒231-0001 横浜市中区新港 2-2-1
横浜ワールドポーターズ 6 階
TEL: 045-222-2030 FAX: 045-222-2088
<http://www.ywbc.org/>
<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

事業受託者： 株式会社パソナ
〒100-8228 東京都千代田区大手町 2-6-4
TEL: 03-6734-1270 FAX: 03-6734-1274
<http://www.pasona-global.com/>

事業委託者： 横浜市経済局 誘致推進課
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

TEL: 045-671-3834

<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/yuchi/>

◆本メールマガジンに関してお心当たりの無い方は、本メールをこのままご返送ください。

◆本メールマガジンへのご感想ご要望は、mmq@ywbc.org にお願ひ致します。

◆購読申し込み、購読中止手続き <http://www.ywbc.org/mm/>

©;株式会社パソナ 無断転載を禁じます。
